

災害義援金のご協力ありがとうございました

11月3日に行われた村民バレーボール大会での募金や区長会の協力で新潟県中越地震災害義援金を募り、多数の方々にご協力をいただきました。また、村内の団体からも義援金が寄せられ、合計2,179,037円の義援金が集まりました。厚くお礼申し上げます。

みなさんからの義援金は上毛新聞社をとおして被災した方々に責任を持って届けます。

現在は役場での募金の受け付けは終了していますので、よろしくお願いたします。

・全村民	1,350,790円
・高橋政男	米一俵
・NPO法人 清流の会	12,401円
・赤城高原長寿会	30,000円
・村内バレーボール大会募金	155,600円
・議会	160,000円
・農業委員会	130,000円
・役場窓口設置義援金箱	37,246円
・村三役（村長、助役、教育長）	30,000円
・村寿会（管理職職員）	63,000円
・村職員互助会(村長外104人)	210,000円



※この他にも
 ・戸丸 肇 4,000円
 ・昭和の湯募金箱 95,351円
 ・民生児童委員 80,000円
 ・社会福祉協議会職員 20,000円
 の義援金が集まりました。
 ご協力ありがとうございます。

冬期間は除雪作業を行います

車の冬支度はお済みでしょうか？今年も村内の主要幹線を中心に、82路線、129・8kmの村道で除雪・砂撒き作業を行う予定です。作業中はご迷惑をおかけいたしますが、作業が無事に進みますようご理解・ご協力をお願いいたします。

■作業は状況により遅れる場合があります



地等の出入口に雪を寄せてしましますが、村道の除雪を最優先に行っていますので、ご迷惑かと思いますが、出入口にたまった雪は個人で片付けてください。

■倒木、しなった竹などの処理は所有者が責任を持って行ってください



■出入口の雪は個人で片付けてください
 除雪車が通過した後に宅

雪の重みにより倒れた木や竹は所有者が責任をもって片付けてください。緊急

雪道を走る場合はお忘れなく



タイヤチェーン

冬用タイヤ

冬の道路は除雪が行われていてもたいへん危険です。冬用タイヤだけでなくタイヤチェーンなどを携帯し、安全運転でお願いします。この他、不明な点については役場建設課整備係（☎24-5111内線57）までお問い合わせください。

架空債権の請求にご注意を!!

悪質な業者が「法務大臣の許可した債権回収会社」の名前をかたって架空の債権を請求するケースについての相談が、法務局や消費生活センター等に寄せられています。このような場合には次のとおり対処しましょう。

Q 身に覚えのない請求書が来ました

A 身に覚えのないものは支払う必要はありません。慌てて支払ったりすると、取り戻すことが困難になります。

Q 連絡先が書いてあるんだけど

A 身に覚えのない場合は一切連絡しないようにしましょう。悪質な業者に電話番号等を知られてしまうおそれがあります。また、業者から連絡があっても、名前、住所、電話番号、勤務先等の情報は絶対に知られないようにしましょう。

Q 届いたはがきなどは捨ててもいいの？

A 証拠として保管しておき

ましよう。請求が何度にもわたるなど、悪質な場合には、犯罪に当たる可能性もあります。警察署に相談しましょう。

Q 裁判所から督促状が届いたのですが…

A 無視することなく、異議申し立てをしましょう。裁判所から支払い督促が届いた場合、2週間以内に異議を申し立てないと、相手の請求を認められたことになり、支払いを迫られることがあります。覚えのない支払い督促等が届いたら、当該裁判所に對し、すぐに異議申し立ての手続きをとりましょう。

Q 法務省認可特殊法人から請求が来ました

A 「法務省（または法務局）

最終通知書

今回当社、債権管理センターより貴方様に対する債権に関する通知をさせていただきます。この度ご通知致しましたのは、過去に貴方様にてご利用がございました有料サイトの未納料金について運営業者様から当社が債権譲渡を承りましたので、大至急当社の方までご連絡していただけるよう申し上げます。

下記の期限を過ぎますと債権回収業者に譲渡された形にて自己にての回収回収の手続きへの移行になります。尚、ご自宅存在の場合、調査を行って頂きたく。尚、今回は債権譲渡したものに對するの通達ですので債権に対する義務に對し必ずご本人様からの連絡を頂くようお願い致します。 ※このような督促に對する他の回収業者にてのトラブル及びお支払いにても対応致しますのでご一報お願い致します。

【最終受付期限】 平成16年2月21日（土）
 【営業時間】 平日 9:00~18:00
 土曜 10:00~15:00
 【担当者直通】 080-3-0-3766
 080-3-0-3767
 080-3-0-3710
 【お客様コード】 E-17217

(株) 債権管理機構
 東京都中央区日本橋

認可特殊法人」といった法人は存在しません。弁護士以外の者が債権回収業を営むため

には、法務大臣の「許可」が必要ですが、法務大臣が会社又は法人となることを「認可」する制度はありません。また、法務大臣の許可した債権回収会社が、担当者の連絡先として携帯電話の番号を指定したり、回収金の振込先を個人名義の口座とすることはありません。

このほか詳しいことが知りたい方は、前橋地方法務局沼田支局沼田人権擁護委員協議会522-2518まで
 実際に請求はがきなどが届いて不安な方は一人で悩まずに沼田市消費生活センター ☎20-1500などに相談しましょう

預金保険制度

Q & A

Q 平成17年4月以降の預金の保護はどうなるのですか？

A 平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金（決済用預金）や利息のつく普通預金などは、預金者1人当たり1金融機関ごとに元本1千万円までとその利息が保護されます。

Q 預金保険の対象となる商品にはどのようなものがありますか？

A 対象となる商品は

- ・当座預金
- ・普通預金
- ・別段預金
- ・定期預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金
- ・定期積金
- ・貯蓄預金
- ・掛金
- ・金融債(ワイド等)
- ・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等)

Q 預金保証制度の対象となる金融機関はどこですか？

A 対象となる金融機関は

- ・銀行
- ・信用金庫
- ・信金中央金庫
- ・信用組合
- ・労働金庫

・労働金庫連合会
 ・全国信用協同組合連合会
 ※農協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

		平成17年3月まで	平成17年4月から
対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	決済用預金（当座預金や利益のつかない普通預金）は全額保障
	定期預金 定期積金 ビッグ・ワイド等		決済用預金以外の預金（利息のつく普通預金、定期預金等）は合算して元本1千万円までとその利息の最低保障（※）
対象商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 金融機関の財産の状況に応じて支払い（一部カットされることがあります）	

※最低保障を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて支払われます。